

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成21年第10回臨時会

平成21年10月14日

新宿区教育委員会

平成21年第10回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成21年10月14日(水)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時32分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長 白 井 裕 子

委員長職務代理者 羽 原 清 雅

委 員 松 尾 厚

委 員 木 島 富士雄

教 育 長 石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長 小 柳 俊 彦

参 事  
教 育 政 策 課 長 竹 若 世志子  
事 務 取 扱

学 校 運 営 課 長 齊 藤 正 之

書記

教育政策課管理係長 久 澄 聰 志

教 育 政 策 課 安 川 正 紀  
管 理 係 主 査

教育政策課管理係 岩 崎 鉄次郎

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第40号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

### 報告

- 1 小学校学校選択制の各学校別状況一覧（平成22年度新入学者）及び平成22年度新入学区立小学校の抽選について（学校運営課長）

開 会

白井委員長 ただいまから平成21年新宿区教育委員会第10回臨時会を開会します。

本日の会議には熊谷委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、松尾委員にお願いいたします。

議案第40号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

白井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1、議案第40号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を議題とします。

説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 では、第40号議案について、議案概要、並びに新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。

新宿区教育委員会の権限に関する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件です。

新宿区立子ども園条例施行規則の一部を改正する規則についてですが、10月16日に、同条例が区議会で可決、制定、公布される予定でありまして、規則の公布もその日にあわせて行うため、日程の制約から、あらかじめ教育長に臨時代理の指示を行う必要があるためでございます。

臨時代理の指示内容ですが、新宿区立子ども園条例施行規則の一部を改正する規則を、21年第3回新宿区議会定例会に提案されている新宿区立子ども園条例等の一部を改正する条例が公布される日に制定すること。ただし、当該条例が原案どおり可決、制定され、新宿区長が当該条例を公布した場合に限るものとするということでございます。

次に、具体的な改正内容ですが、一つ目は、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金についての通知が一部改正されまして、第3子以降の子どもの保育所における保育料を無料にするという措置となりました。それに伴い、保育に欠ける子どもが子ども園、保育所、認証保育所等、また特別支援学校幼稚部等に在籍している場合もカウントいたしまして、保育料が低い順から数えて3番目以降の子ども園に在籍している子どもの保育料を無料とする減免

措置を行うものでございます。

では、新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

新旧対照表の1ページ目でございます。

こちらは、規則の第46条が減免規定の条文でございますして、その2項目以降に規定がございます。2項は、長時間保育とゼロ歳から3歳児までの保育に欠ける場合に別表第1を規定しておりましたが、その別表第1に第3子減免の別表第2をつけ加えるものでございます。

そして、別表第2の追加に伴いまして、第3項の短時間、中時間保育に欠ける場合には、別表第2を別表第3と改正し、第3子減免の別表第4を加えるという改正を行うものです。

また、別表の第3子減免については、後ほど詳しく御説明いたします。

概要の2の規定整備でございます。

まず、別表第2、第4の追加によりまして、新旧対照表1ページの第46条の第5項と第6項のところを見ていただきたいと思えますが、こちらにも別表の表現がございます。そのところをそれぞれ別表第3と第4を繰り下げ、別表第5、別表第6とするものでございます。

次に、第6項の、前3項の表記とございましたが、これを前4項の表記というように修正いたしまして、その下の別表第1を追加するものでございまして、それはよくよく見たところ修正が必要であったということがわかったため、このような修正を行ったものでございます。

次に、別表第1と別表第3の文言整理を行うものでございます。

こちらは、4ページ、5ページの改正後の別表をごらんいただきたいと思えます。

こちらの下線部がついている部分が改正した内容でございますして、ほとんど文言整理でございますので、内容に変更はございません。例えば、階層のところの条件番号の4段目の4というところですが、ここが「区市町村民税」と入っております。従前は、ここが「市町村民税」と記載されておりましたので、正確を期するため「区」という言葉を入れたり、読点を入れたり、あとは適用される額のところを箇条書きにして読みやすくしたり、その下の5の欄でございますが、ここの括弧以下をただし書きに改めたり、その下のC1階層、7のところの横ですが、ここもただし書きに改めたりとしたり、そのようなこまごました規定を整理させていただいたものでございます。

それでは、第3子減免について御説明いたします。

新旧対照表の8ページ、9ページが別表第2でございます。また、14ページは別表の第4の内容になっております。こちらは、先ほど申し上げたように、長時間とゼロ歳から3歳ま

での対象が別表第2でございまして、短時間保育、中時間保育の保育に欠ける子どもが別表の4となります。両方とも内容は同じでございますので、この別表第2で御説明したいと思います。

もともと、階層区分はA階層、B階層、C階層、D階層というよう大きく分かれてございますが、A階層は生活保護世帯、B階層は区市町村民税非課税世帯となっております、その2つの階層はもともと保育料が無料となっておりますので、今回減免の対象となるのは、C、D階層についてが対象でございます。

そこで、条例第8条第1項の保育することができないと認められる世帯で、3人以上の就学前の子どもがいる場合で、既に条例等によりまして保育料が無料になっている子どもを除き、その子どもたちが、この表の記載の施設等を利用している場合に減免とするものでございまして、それぞれ表に記載のとおり大きく4つのケースに分類されますが、それを無料とするものです。

まず第1でございましてけれども、その世帯に特別支援学校幼稚部等に係る子どもがいないときです。係る子どもがいないときというのは、言いかえてあります。要するに、特別支援学校幼稚部に入所、または児童デイサービスを利用している子ども、これを以下特別支援学校幼稚部等に係る子どもというように言いかえております。特別支援学校幼稚部の等というところでございましてけれども、その内容は、知的障害児、難聴幼児、肢体不自由児などの通園施設、児童デイサービス利用などの場合を指しております。要するに、ここで言っていることは、保育所、子ども園、認証保育所等の利用のみの場合のとき、3番目に保育料が低く、その子が子ども園に入園している場合にその子の保育料を無料とするという規定となっております。

第2に、その世帯に特別支援学校幼稚部等に係る子どもが1人いるときで、子ども園にその子を1番目とカウントして、それ以外の子どもたちが子ども園に入園している場合は、そのうちの低い子どもを除いて子ども園に入園している子どもがいる場合はその子は3番目以降に当たりますけれども、その場合には、その子を無料とするという規定でございます。

さらに、同じく特別支援学校幼稚部等に係る子どもが1人いるときで、保育所、認証保育所、家庭福祉員などを利用している場合で、子ども園に入園している子どもが3番目となる場合には、その子を無料とするものでございます。

第4に、特別支援学校幼稚部等に係る子どもが2人以上いる場合で、子ども園に入園している子どもが3番目以降になる場合は、その子ども園に入園している子を無料とするという

取り扱いでございます。

以下、表の欄外に備考がありますが、1から6までは、それぞれ対象となる施設の用語の定義でございます。7と8でございますが、ここは最も低い保育料が同額の子どもが2人以上いた場合の最も低い子どもを決定する方法を定めたものでございまして、ここについては別途要綱でその順位を決めるという取り扱いをしているものでございます。

そして、その次に、15ページを開いていただけますでしょうか。

15ページは、ここも新旧対照表をつけてございますが、先ほどの別表第3と別表4ですけれども、表番号を別表第5と別表6に繰り下げ、文言整理を行ったものでございまして、この中にも、先ほど説明した区市町村民税等という文言のところも一部整理してございますので、その内容でここを添付させていただいているものでございます。

また概要にお戻りいただけますでしょうか。

最後に、施行日でございます。施行日は、この公布の日から施行いたしまして、適用については、平成21年12月28日までに申請を受け付けた分については、4月1日にさかのぼるという規定でございます。

なお、2ページ、3ページをお開きいただけますでしょうか。こちらに附則の規定が入っております。今、御説明したところは、第2の前段の部分にそのような規定が記載してございます。

そして、3番目のところでございますが、ここは申請を受け付けた日の部分を適用日というように変えてございます。2ページの9項を見ていただきますと、条例17条の保育料及び預かり保育料の減額または免除は、第7項の申請を受けた日が属する月の翌月からこれを行うとございます。仮に11月15日に受け付けますと、次の翌月からということで、12月分からが用になってしまい、4月1日にさかのぼれなくなってしまいます。附則でこの部分を適用日というように置きかえ、適用日を4月1日とすることによりまして、ただし書き以降の申請を受けた日が月の初日のときは当該月分から行うということで、4月分から適用することができるように附則の第3項で規定するものでございます。

以上、雑駁ですが、このとおりでございます。

白井委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問をどうぞ。

御意見、御質問等ありませんか。

松尾委員。

松尾委員 質問ですが、15ページの新旧対照表がありますが、この文言で、改正案の別表第5の冒頭のところに、短時間保育及び中時間保育を行う保育に欠ける子どもを除く子どもに係る保育料の免除基準表とあります。この文章ですけれども、非常に長いんですけれども「短時間保育及び中時間保育を行う」という言葉はどこにかかるとでしょうか。「保育に欠ける子ども」の「子ども」にかかるとか「除く子ども」の「子ども」にかかるとでしょうか。

学校運営課長 実は、子ども園におきましては、短時間、中時間、長時間という保育時間を設定しておりまして、基本的には、長時間保育の場合は保育に欠ける要件を必要としております。ただし、短時間保育、中時間保育におきましては特に要件は必要ありませんが、中には、保育に欠ける要件をお持ちで、ただ時間的には短い時間で、長時間でなくても済むという方がいらっしゃるわけなんです。したがって、ここで短時間保育、中時間保育、具体的には3時までとか4時半までの保育を行う中で、保育に欠ける子どもがいた場合は、それを除いた残りの短時間や中時間を利用されている方、保育に欠ける要件をお持ちで、短時間、中時間を利用されている方を除く。保育に欠ける子ども、短時間、中時間保育を行う中で保育に欠ける子どもは除く子どもにかかる保育料であるということです。

松尾委員 そうしますと、後ろの「子ども」というのは、短時間、中時間保育でなくてもよいということですか。

学校運営課長 短時間、中時間保育の中には、保育に欠ける子どもと保育に欠けない子どもがいます。2種類あって、その中で保育に欠ける子どもを除くそのほかの保育に欠けない子どもたちのことを指しております。

白井委員長 表現的には、要するに短時間保育及び中時間保育を受けている保育に欠ける子ども、これが一文なのだと思います。要するに松尾先生の御質問は、この部分でいうと、中時間保育を行うの「行う」はどこにかかるとかという御質問でよろしいですか。

松尾委員 そうです。

白井委員長 おそらく、保育に欠ける子ども、までが1つの文で、ですから保育にかかるのではないのでしょうか。

教育長 これは、子ども園であるがゆえに複雑になっていて、保育所ではこのような規定は無いわけです。短時間、中時間も無いし、保育に欠ける子どもが入るとするのは要件です。子ども園は、特に4、5歳児は、幼稚園の部分もありますから、保育に欠けない子どもたちも在籍しています。その子どもたちのための短時間、中時間、そしてゼロ歳から上がってきた子どもたちは基本的には長時間ですが、子ども園の良さは、お母さんの就労形態もさまざま

ますから、4、5歳児になれば中時間を選ぶこともできるわけです。そのような中で、ここでは保育に欠ける子どもを除く子どもの短時間及び中時間の保育料のことを言っています。

木島委員 要は、保育に欠けるという部分を括弧して除いて考えるということですか。

教育長 そうです。保育に欠けない、幼稚園的な、ということでしょう。

松尾委員 そうすると、後ろの「子ども」に係ると思われれます。

学校運営課長 そういうことです。

教育長 ですから、今回の規則の改正の趣旨である第3子減免にはかかわらない。繰り下がっているということです。

教育長 別表第4が、まさに別表第5と対になる。こちらが今回の第3子減免です。

白井委員長 この保育に欠ける子どもに関しては、要するに教育委員会の管轄じゃないという感じでしょうか。

学校運営課長 保育に欠けるお子さんにつきましては子ども園にも在籍するわけでございますので、多くは、子ども家庭部保育課、保育園に在籍するお子さんたちでございますが、子ども園におきましても、保育園認可を取って、保育に欠けるお子さんたちをお預かりしておりますので、教育委員会にも関係することでございます。

木島委員 これは、今回は一部改正条例を可決したときに臨時代理を審議する件ですから、これはこれでいいと思いますけれども、この条例について、教育委員会に関係する子ども園の条例を後日時間をかけてもう少しわかりやすく直すように努力してほしいと考えます。

学校運営課長 条例も含めて、大変わかりづらくといたしますが、もともとの条例につきましても、四谷子ども園を立ち上げる際に、その四谷子ども園を1園を意識してつくられたといったものが大半でございまして、今回、あいじつ子ども園が来年4月に、さらには、23年4月には仮称西新宿子ども園が新たに含まれるといった中で、少し条例、あるいは規則に関しましても整理をして、わかりやすい表現、内容に見直していく必要はあるんだろうという認識は持っておりますので、ぜひそういった観点で行っていきたいと思います。

教育長 国の第3子減免に加えて、新宿区では、認証保育所等に入所している人たちもカウントして、第3子減免を実施するというで非常に状況は緩和している。そのことに伴って、今の御意見ですけれども、規則などが複雑になっている。ですから、これが施行されるときには、必要な方に、こういった制度が新たに設けられたということをきちんと周知していくわけですが、複雑なケースもあるでしょうから、該当する方には漏れなくこの制度の恩恵を受けられるように相談などには対応してほしいと思っています。

学校運営課長 まさにせっかく制度を設けても、実際にそういったものを利用できないような状況にあっては、それは制度自体が生かされませんので、十分に周知を行った上で、漏れないように努めてまいりたいと、このように考えるところでございます。

白井委員長 そのほか御意見ありますか。

それでは、教育委員会としては、先ほど木島委員からの御意見もありましたように、子ども園という特殊な制度設計の中で条例、その他規則等を対応していかなければいけないという、ほかの条例、法律との関係もあって大変だと思いますが、わかりやすい表現等を念頭に、将来的に整備していただくという要望と、あと、教育長から発言がありましたように、その制度がわかりやすいような形で事務対応、その他をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ほかに御意見、御質問はよろしいでしょうか。

それでは、これで討論及び質疑を終了いたします。

議案第40号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第40号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

#### 報告 1 小学校学校選択制の各学校別状況一覧（平成22年度新入学者）及び 平成22年度新入学区立小学校の抽選について

白井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

事務局から説明をお願いします。

学校運営課長 本日はお忙しい中、報告を1件させていただくわけでございますが、前回、10月1日に教育委員会定例会が開かれましたが、その際に、本来であれば御報告を差し上げるところでございますが、何分9月末までの実施ということで集計が間に合わなかったことから、本日臨時会において報告をさせていただくものでございます。御了承いただきたいと思います。

報告の1、小学校学校選択制の各学校別状況一覧（平成22年度新入学者）及び平成22年度新入学区立小学校の抽選について御報告をさせていただきます。

9月1日から30日の間で実施をしておりました区立小学校の学校選択の結果につきまして、

合計の数字で御報告をさせていただきます。

まず、受入可能数につきましては、今回2,400人、通学区域内の児童数、これは9月30日現在の住民登録者に外国籍の方で小学校入学を希望される方を含めた数字でございますが1,537人、選択希望者が409人、率といたしましては26.6%という状況になっております。ちなみに、昨年度、今年の4月入学のケースでございますが、平成21年度につきましては、受入可能数が2,480人、通学区域内の児童数1,549人、選択希望者が372人、希望率24%ということで、希望数、率とも、昨年度よりアップしております。

今回抽選を行う学校につきましては、上から順に申し上げますと、全部で5校ございます。まず市谷小学校、次に早稲田小学校、余丁町小学校、落合第三小学校、西戸山小学校の5校でございます。ちなみに、市谷小学校、余丁町小学校、西戸山小学校の3校につきましては、昨年度も抽選の対象となっております。

学校別に御説明を申し上げますと、表がございまして、市谷小学校につきましては、通学区域内の児童数が78名ありまして、そこから6人が他校への選択希望をしておりました。したがって、差し引きの72人が区域内の選択者ということになります。40人の市谷小学校への選択希望者を加えた結果、112人が現時点での入学予定者ということになるわけでございますが、受入可能数80人、抽選の基準を、年度途中においてクラス編成を行わないという条件がございます。したがって、年度途中の転入、転学等に対応するために、年度当初におきましては77名の入学というものを設定させていただいているところでございます。単純計算では、通学区域内の選択者が72名なので抽選で5人が当選となるという状況でございます。そして、抽選では兄弟が既に通学している場合その方を優先するというようにしておりますので、今回は区域外からの選択者40人のうち兄弟関係が6名おりましたので、そのうちの5人が当選、残りの1名が補欠の1番に回りまして、兄弟関係を除くその他の34人が2番から順に補欠番号を振られていくという状況になるわけでございます。

次に、早稲田小学校、こちらも同様に、選択結果は88人となり、通学区域内の選択者が59人なので抽選で18名が当選となります。そして、区域外からの選択者29人のうち兄弟関係が9名おりますので、その方たちは全員当選ということになり、残りの20人のうち9人が当選、それ以外が補欠ということになります。今回、区域外からの選択者の中に双子のお子さんが2組いらっしゃる関係で、その方たちは2人で1組という符番といたしますので、当選9組、補欠が1番から9番という状況になるわけでございます。

次に、余丁町小学校です。選択結果は87人、通学区域内の選択者が54人なので抽選で23人

が当選となります。そして区域外からの選択者33人のうち兄弟関係が7人おりますので、その方たちは全員当選となり、残りの26人のうち16人が当選、それ以外が補欠という状況です。

落合第三小学校につきましては、選択結果は83人、通学区域内の選択者は55人ですので抽選で22人が当選となり、区域外からの選択者28人のうち兄弟関係12名が当選、残りの16人のうち10人が当選し、それ以外が補欠となるという状況です。

最後に、西戸山小学校についてですが、選択結果は91人、通学区域内の選択者が48人なので抽選で29人が当選となり、区域外からの選択者43人のうち兄弟関係が9人おりますので、残りの34人のうち20人が当選、それ以外が補欠という状況です。

なお、補欠登録者につきましては、来年1月29日に各学校の入学予定者のうち、転出、あるいは国立、私立への合格者等の状況に応じまして順次繰り上げを行ってまいるということとなります。

選択制の学校別状況及び抽選についての報告は以上です。

白井委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

特にないでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 特に御意見、御質問がないようですので、報告事項は以上で終了いたします。

閉 会

白井委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後 2時32分閉会